

令和8年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R8.5.11	R8.5.22	文書管理基準表（総務課、監査第一課、監査第二課、監査第三課、技術監査課）	18	1														—	監査事務局総務課
2	R8.5.11	R8.5.22	文書の廃棄について	45	1					1									(7条2号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。	監査事務局総務課
3	R8.5.11	R8.5.22	監査専門委員要綱	2	1														—	監査事務局総務課
4	R8.5.11	R8.5.22	東京都監査委員の給与等に関する条例 東京都公報 令和8年3月31日増刊24号																当該公文書のうち東京都監査委員の給与等に関する条例については、東京都例規集データベースのホームページに掲載されており、閲覧することができる。 そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当し、公文書の開示をしない。	監査事務局総務課
5	R8.5.17	R8.5.29	文書管理システムの文書属性画面	26	1														—	監査事務局総務課
6	R8.5.17	R8.5.29	上記5で開示した公文書で確認できる項目以外の文書管理上の件名、文書記号・番号、所管局部課、作成日、收受日、起案日、決定日、保存期間、保存期間満了後の措置、廃棄年月日、文書分類、分類記号、区分、大項目、小項目及び細項目が分かる文書																実施機関では作成していない。	監査事務局総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。